

構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？

——政治的構築主義・節合・民主主義

田村哲樹

目次

序論

第一節 規範を経験的に語ること——経験的な構築主義

第二節 構築主義と「政治的なるもの」——政治的構築主義と異なる規範の発生可能性

第三節 政治的構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？

第四節 政治的構築主義と規範としての民主主義の節合

(一) ハンセン

(二) マーチヤート

(三) 民主主義の正当化という問題をめぐって

結論

序論<sup>\*</sup>

一九九〇年代以降の社会科学の特徴の一つは、構築主義的アプローチの進展であろう。「構築主義(アプローチ)」とは、もつとも一般的に述べれば、出来事・事態・事象は、あらかじめ「实在(reality)」として存在するのではなく、言説や相互行為の中で「实在」として構築されていく、とする考え方のことである(cf. 北田二〇〇三…vii…二〇〇六・二二五)。社会学における社会構築主義アプローチはもちろんとして、政治学においても構築主義は、一定の影響力を持つようになってきている。たとえば、経験的アプローチとしては、国際政治学におけるコンストラクティヴィズムや比較政治学におけるアイデアや言説への注目がそうである。政治理論においては、ジュディス・バトラー、エルネスト・ラクラウ、シャントラル・ムフといった理論家の名前が思い起こされる。彼女たちは、「本質的な」主体やアイデンティティの自明性を疑い、それらが言説によって構築されていること、したがって、「攪乱」「再意味づけ」(バトラー)や「ヘゲモニー」(ラクラウ、ムフ)による再構成に開かれていることを主張してきた。

しかし、構築主義に対しては、一つの疑義が呈されてきた。それは、構築主義は価値として語ることができるのかというものである。北田暁大が述べるように、構築主義は、「いかなる国家が望ましいか」「自由／平等の基礎づけ」「正義概念の再検討」「正しい再配分はどのようなものでありうるか」といった価値をめぐる「政治(学)的(規範的)問い」<sup>(1)</sup>を、「国家／自由／平等／正義は、いかにして語られ、どのような社会的・政治的帰結を生み出したのか」といった「社会(学)的な(構築主義的な)問い」に置き換えてしまうからである。すなわち、構築主義の下では、何らかの価値や規範の望ましさを弁証することはできないのではないだろうか。むしろそこでは、あらゆる価値は、その価値が構築された文脈を踏まえることで相対化され、あとに残るのは、規

範の正当性を括弧に入れた上でその成立過程を淡々と記述することか、そうでなければ、単に「敵対性」「闘争」「暴力」「支配」を強調するタイプの理論だけではないか、というわけである。

この疑問を政治理論という分野に引きつけると、そこでは、果たして政治理論とは何かという問題も問われているように思われる。後に述べるように、構築主義の立場をとる政治理論とは、社会秩序における「政治的なるもの」の存在の不可避性、および、社会の形成における「政治的なるもの」の役割を強調するタイプの政治理論である。これに対して、ジョン・ロールズ『正義論』以後の「政治哲学の復権」における政治理論の主流は、「正義」「平等」「自由」などの価値について考察するものであった。これは、まさに規範理論としての政治理論と云えよう。しかし、「政治的なるもの」の政治理論は、規範理論としての政治理論と緊張関係にある。一方の規範理論が価値や規範の正当化の論理を探索するのに対して、他方の構築主義は、価値や規範は「政治(的)なるもの」の産物——その意味で構築されたもの——に過ぎないと論じるだろうからである。その予想される帰結は、価値や規範の正当化ではなく、むしろ、既存のそれらの正当性への懐疑であろう。それでは、構築主義の立場からは、規範に関して、それへの懐疑を超えた積極的な考察を行うことはできないのだろうか。

以上のような問題関心に基づいて、本稿は、構築主義はどこまで規範を論じることができるのか、という問いに取り組む。

本論に入る前に、本稿と先行諸研究との関係について述べておきたい。本稿の問題関心は、規範を非規範的に語ること（社会学的アプローチ）に対して、規範を規範的に語ること（政治理論・哲学的アプローチ）がどこまで可能かを探索する北田（二〇〇三）の問題関心と重なっている。ただし、北田がリベリズムに注目するのに対して、本稿は民主主義に注目する。その理由は、本稿が「政治的構築主義」と呼ぶ「政治的なるもの」を重視

する政治理論に即して考えた場合、そこで問題となっている規範は民主主義だからである。したがって、本稿は、「政治的なるもの」の認識が規範としての民主主義とどのように結びつき得るのかという問題を検討することになる。この問題については、本論でも取り上げるサイモン・クリッチリー (Critchley 2004) とアラン・ハンセン (Hansen 2010) の研究が重要である。クリッチリーが政治的構築主義 (のヘゲモニー概念) の外部に規範的基準を立てるものの必要性を唱えるのに対して、ハンセンは、両者の関係を「節合」として理解するべきだと主張する。本稿は、ハンセンと同様に、政治的構築主義は直接的に規範を導くことはできないことを確認する。ただし、ハンセンの議論は、政治的構築主義と規範としての民主主義との関係が節合であることの明確化が不十分であるように思われる。本稿は、オリヴァー・マーチャート (Marchart 2006; 2007; 2011) の議論を参照しつつ、この点を明確化するとともに、政治的構築主義と区別された民主主義の「基礎づけ」を論じることは政治的構築主義の立場と齟齬をきたすものではないことを示す。

以下では、次の順序で考察を進める。まず、経験的な構築主義が規範をどこまで語ることができるかを確認する (第一節)。次に、より理論的なタイプの構築主義が、規範に関して記述/説明以上のことを述べることができることを確認する。ここでは、そのような構築主義は、「社会(的)構築主義ではなく」「政治的」構築主義と呼ばれるべきであることを述べる (第二節)。続いて、しかし、この政治的構築主義も、規範を直接導くことはできないことを確認する (第三節)。最後に、ただし、政治的構築主義の立場からは、「節合」を通じて規範を語ることができることを論じる。その際の規範とは、あるタイプの民主主義である。政治的構築主義と規範との関係は、それ自体構築されるものなのである (第四節)。

## 第一節 規範を経験的に語ること——経験的な構築主義

本節では、規範を経験的に語るタイプの構築主義を概観する。これを経験的な構築主義と呼ぼう。その上で、経験的な構築主義は、既存の規範を記述したり説明したりすることはできるが、なぜその規範が「正しい」「望ましい」のかを論じているわけではない、ということを示す。

経験的な構築主義が規範を扱う場合、ある規範の発生や波及のプロセスの記述、あるいは、規範を独立変数とした現象の説明を行うことになる。社会学の社会構築主義（平・中河二〇〇六・北田二〇〇六）、国際政治学のコンストラクティヴィズム（Finnemore and Sikkink 1998・三浦二〇〇五）、政治学・比較政治学のアイデア論、言説理論、構築主義（Schmidt 2008・加藤二〇〇九・近藤二〇〇七・二〇〇八）などが、このタイプの構築主義に含まれる。これらは、諸個人が間主観的に共有している（そして、しばしば自明視されるようになっていく）規範が、どのようにして共有されるようになってきたのか、あるいは、そのような規範の存在が実際の政治・社会現象にどのように影響を及ぼしたのかを研究する。その方法論については、いくつかの問題点が存在するかもしれない<sup>(3)</sup>。しかし、経験的な構築主義は、客観的な方法だけでは十分に捕捉できない間主観的／言語的要素に光を当て、それが実際の社会・政治現象の理解にとって大きな意義を持っていることを明らかにしようとしてきた。

経験的な構築主義は、規範の記述または規範による説明を行なう。しかし、それは、規範を規範的に語っているわけではない。そこでは、ある規範が望ましいかどうか、あるいは、ある規範の望ましさのように論証／正当化するのかという——規範理論が関心を持つであろう——問題は、ひとまず括弧に入れられる。その上で、現実に存在する（とされる）規範がどのように生まれてきたのか、その規範が実際の事象にどのように影響を及

ぼしているのかを解明することが目的なのである。

もちろん、このタイプの構築主義が特定の規範的関心を持っていることはあり得る。たとえば、「反原子力」という規範の伝播を分析する研究者は、この規範の伝播を望ましいことだと考えているかもしれない。逆に、「ネオリベラリズム」の言説の浸透を分析する研究者は、この言説に対して批判的な意識を持っているかもしれない。誰もが自明だと思っているがその実はすぐれて「近代的な」概念やアイデアの構築過程を記述する研究者は、これらの概念・アイデアの自明性を問い直すことが、何らかの望ましい帰結を人々にもたらすと想定しているかもしれない（cf. 盛山二〇一・二二二―二二三）。しかし、仮にそのような規範的関心を持っていたとしても、規範の記述／規範による説明という意味での構築主義は、そのような規範的意識を表現することをその理論の中に含んではないない。<sup>(4)</sup> そうだとすれば、経験的な構築主義は、規範を「望ましいもの」「正しいもの」として正当化する営みとしての規範理論とは接点がない、ということになる。

もっとも、そのことを理解した上で、経験的な構築主義を規範理論と結びつけようとする試みも存在しないわけではない。それは、構築主義の役割を、規範理論の立論の基盤となる、より精緻な事実の提供に求めるものである。クレイグ・マッケンジー (Mackenzie 1998) は、このような形で構築主義と規範理論とを結びつけることを提唱している。彼によれば、近年の規範理論は、「人類」「理性」「効用」などの何らかの形而上学的な存在に基礎づけ主義的に訴える代わりに、「特定の歴史的コミュニティにおける道徳的判断」に訴えるようになってい<sup>(5)</sup>る。たとえば、マイケル・ウォルツァーの『正義の領分』は「共有された理解」に、また、一九八〇年代以降のジョン・ロールズは当該社会内部の「熟考された確信 (settled convictions)」にそれぞれ訴えて、自身の正義論を組み立てている。こうして規範理論がその基盤を普遍的な概念ではなく、個別的なコミュニティに求めるよう

になると、当該理論の「正しさ」は、その理論が述べる「共有された理解」や「定着した確信」の経験的な「正しさ」に左右されることになる。問題は、それにもかかわらず、政治理論家たちがこの経験的「正しさ」の問題に十分に注意を払っていないように見えることである。マッケンジーは、クリフォード・ギアツの議論を参照しつつ、ウォルツァーやロールズ（やその他の政治理論家たち）の「文化」解釈の作業が十分ではないことを指摘する。なぜなら、彼らは、文化の解釈において、読者に彼らが「そこにいた」という印象を与えることに成功していないからである（Mackenzie 1998: 210-213）。それゆえ、規範的政治理論は、そのような印象を与え得る方法、すなわち、当該理論が依拠する「事実」の理解が信頼に足るものであることを示すことができるような方法を見つけないければならぬ（Mackenzie 1998: 213-214）。

そこで提唱されるのが、構築主義である。マッケンジーは、イアン・ハッキングによる「児童虐待」概念の発生についての分析を参照して、構築主義による概念発生の歴史的かつ詳細な分析を、「児童虐待」についての「共有された理解」「社会的意味づけ」「定着した（しなかった）確信」の研究として捉えることができるかと主張する。したがって、その分析は、「児童虐待」についての規範的主張を正当化するための「経験的資源」となる（Mackenzie 1998: 213-214）。

こうして構築主義を受け入れることで、政治理論に「方法的シフト」がもたらされる。政治理論もまた、その理論の妥当性を高めるために、「経験的証拠」を集めるべきなのである。「正義・平等・自由・ニード・効用を抽象的に見つけるのではなく、政治理論家たちはむしろ、経験的データを集めなければならないだろう」（Mackenzie 1998: 215）。経験的データを集めることで、政治理論家が提供する「事実」としての「共有された理解」は、より信頼性の高いものになり、そのことがひいては、当該政治理論の正当性を高めることになる、というわ

けである。

マッケンジーの議論は、経験的な構築主義と規範理論との違いを認識した上で両者を結びつける方法を提示している。しかし、それでもなお、問題は残っている。<sup>6)</sup> 第一に、経験的な構築主義の役割が「より精緻な事実の提供」にあるのならば、他の理論・方法もその役割を提供できる可能性があるのではないか、という問題である。たとえば、なぜ構築主義ではなく、より「実証的な」歴史研究の方法を用いないのだろうか。要するに、構築主義の意義を「事実」の水準に求めると、他のより「実証的な」理論・方法との間で比較優位をどのように証明するかという問題が発生し得るのである。第二に、マッケンジーの議論でも、構築主義そのものが規範を語っているわけではない、ということである。むしろ、彼の議論は、構築主義を経験的な研究の枠内に厳密にとどめた上で、規範理論との結合を提案するものである。

以上のように、経験的な構築主義は、規範を記述したり、規範によって説明したり、あるいは、規範理論の基盤を提供することはできる。しかし、これらの作業は、構築主義の立場から規範の「正しさ」や「望ましさ」を語ることは異なっている。経験的な構築主義は、規範を規範的に語ることはできないのである。

## 第二節 構築主義と「政治的なるもの」——政治的構築主義と異なる規範の発生可能性

前節では、経験的な構築主義は規範を規範的に語るができない、ということ述べた。それでは、構築主義の立場から、規範を規範的に語る方法は存在しないのだろうか。



本節では、構築主義は、既存の——人々がそこに埋め込まれている——規範とは異なる、新たな規範が生み出される可能性を確保することができる、ということ述べる。このことは、構築主義が規範を正当化する論理を提供するということを意味するわけではない。とはいえ、既存のものとは異なる規範の存在を想定できることは、既存の規範の記述／による説明とは異なる水準で規範を論じていることを意味する。すなわち、この場合に構築主義は、狭い意味での経験的研究の範囲を超えて、経験的には必ずしも捕捉できないかもしれない領域を含めた理論的探究作業に踏み込んでいる。その意味で、このタイプの構築主義は、経験的研究のための「アプローチ」というよりも、「理論」と呼ばれるべきものであろう。

ただし、この可能性が確保されるためには、構築主義を「社会」構築主義として——すなわち「現実」を「社会的に」構築されるものとして——捉えるだけでは不十分である。そうではなく、「政治（的なるもの）」の重要性を認識するタイプの構築主義だけが、規範の創出可能性を担保できる。このタイプの構築主義は、規範による社会の基礎づけという基礎づけ主義の発想を拒否する。しかし、同時に、社会は政治によって、言わば「基礎づけ」られなければならないと考えることで、規範を「社会的なるもの」と同一視することを避け、新たな抗事実的な規範を生み出す可能性を担保することができるのである。

以上より、構築主義は、「政治的なるもの」についての政治理論である場合に、新たな規範の存在・発生可能性を語ることができると言えよう。以下では、以上の諸点を敷衍する。

まず、確認すべきことは、規範とは何かという点である。規範を「べし」の規則としてのみ理解するならば、そのこと自体は、当該規範が「正しい」とか「望ましい」ということを意味するとは限らない。この「べし」が「人権は尊重されるべきである」であれば、それは「正しく」「望ましい」ように見える。しかし、「女性は家事育児

に専念するべきである」であれば、どうだろうか。これもまた「規範」には違いない。しかし、少なくともフェミニストであれば、この「規範」は「現実」に存在しているが、「望ましく」はない、と考えるだろう。性別分業規範が「正しい」とすれば、その規範が当該社会で「正しい」ものとして広く共有されている限りにおいてである。

「規範的社会理論」を探求する盛山和夫が、「意味世界」を強調しつつ、それが各個人のものであること、および、その各個人が共通に受け入れることができる部分を「新しく」見つけ出さなければならぬことを主張しているのも（盛山二〇一…二三九）、彼が規範を既存の社会的に共有された「べし」の規則としてのみ捉えることを避けようとしているからだと考えられる。盛山は、コミュニティリズムも「伝統的な社会学」も、「現存する秩序への人々の規範的受容感覚」に基盤を置こうとしていたが、その結果、「社会は所与」となり、「社会の現状を越え、それに対抗しようような規範的原理を打ち出すこと」ができなかつたと述べる。ここでは、「人々が受け入れている価値や規範とは異なる別の価値や規範によって構成される秩序の方が、規範的により良いものであるかもしれないという可能性については、考えが及んでいないのである」（盛山二〇一…二二九—二三三）。

諸個人が既存の社会において受け入れている「規範」も、確かに「べし」の規則として理解することができる。<sup>7)</sup>しかし、それは、規範理論が論じようとする規範ではない。規範理論が論じるべき規範は、諸個人が既に受け入れている「べし」を越える、それとは異なる「べし」である。

そこで次の問題は、構築主義は、そのような意味での規範をどのようにして論じることができるのか、ということである。このような問題を提示するのは、（やや同義反復だが）単に社会を「社会的に構築されたもの」と理解するだけでは、諸個人が既に受け入れているものを越える規範の存在を指摘することができないかもしれない

いからである。たとえば、江原由美子は、性別分業などの性別に関わる社会的実践の規則的パターンを「ジェンダー秩序」と呼び、それを「言語的規則」から成るものとして理解する（江原二〇〇一：一六〇—一六三）。これは、ジェンダー秩序を、物質的ないし客観的な実在としてではなく、社会的に構築されたものとして把握する試みである。確かに、ジェンダー秩序を言語規則の観点から捉えることで、その変化の可能性を視野に入れることができる（田村二〇一：二八四—二八五）。実際、江原自身も、「社会成員がこれまでとは全く別のパターンの社会実践を行うことも、十分に可能である」、「変動の契機はいくらでもある」とも述べている（江原二〇〇一：三九五）。それにもかかわらず、江原の議論に対しては、「一枚岩的な言説と実践による再生産の説明に終始する傾向」が指摘される（山根二〇一〇：二九二）。このことは、既存のジェンダー秩序と異なる秩序を展望しようとするならば、それが「社会的に構築されている」と把握するだけでは不十分であることを示唆している。

ここで参照したいのが、「社会的なるもの」と「政治的なるもの」とを区別し、前者に対する後者の優位——「政治的なるものの優位」を主張するラクラウの議論である。ラクラウは、エドムント・フッサールの「沈殿（sedimentation）」と「再活性化（reactivation）」の区別を、「政治的なるもの」と「社会的なるもの」との区別を理解するために援用する。沈殿とは、物事の起源が忘却され、あり得たはずの他の選択肢が見えなくなり、元々の偶発性の痕跡が消え去ることである。この時、既存のものは、実際には他の可能性を排除しているにもかかわらず、客観的な存在と見なされる。再活性化とは、そのような「客観性」の偶発的な性質を、新たな敵対性の発生を通じて再発見することである。ラクラウは、沈殿を「社会的なるもの」として、再活性化、つまり敵対性の契機を「政治的なるもの」として理解する（Laclau 1990: 34-35; cf. 近藤二〇〇一：山本二〇一〇）。このように理解された「政治的なるもの」は、「社会の『制度化』の契機（the instituting moment of society）」となる（Laclau

1996b: 47 = 2002: 92)。「政治的なるもの」は、「社会的なるもの」の外部からその(再)基礎づけを行うのである (Marchart 2007: 135)。<sup>8)</sup>

以上のラクハウの議論を援用することで、「社会的構築」では語ることでできない、新たな規範を語るための条件が見えてくる。問題は、「社会的に構築された」と述べるだけでは、既存の規範の受け入れを超えて、それとは異なる規範を視野に入れることができない、という点であった。ラクハウの議論は、後者を視野に入れるためには、「社会的なるもの」と「政治的なるもの」とを区別することが重要であることを教える。既存の規範が受け入れられている状態は「社会的なるもの」＝「沈殿」の状態である。これに対して、「社会」における「政治的なるもの」＝「再活性化」の契機が存在を認めることで、それ以外の規範も存在し得ることを理論的に表現することができる。なぜなら、「政治的なるもの」は、社会の究極的な基礎づけの不可能性あるいは欠如を示すものだからである (Marchart 2007: 154)。言い換えれば、「政治的なるもの」の存在を認めることは、特定の規範のみが諸個人を規定し続けることの不可能性を認めることである。「社会的構築」の用語を用いるだけでは、このような「社会的なるもの」と「政治的なるもの」との違いを、そして、後者の存在が、諸個人が異なる規範に従う可能性を担保することを、理論的に表現することができないのである。

このようなタイプの構築主義を、「社会(的)構築主義」と区別して「政治的構築主義」と呼ぶことにしよう。政治的構築主義は、社会の基盤に「政治的なるもの」の契機が存在すると考える。マーチャートに倣って、それを「政治的存在論 (political ontology)」と呼んでもよ (Marchart 2007: chap. 7)。マーチャートは、「存在の基盤の不在」が「利用できる唯一の基盤」となるとも述べているが (Marchart 2006: 21)、そうした「基盤の不在」の中で社会を部分的に、かつ、完全な成功の見込みなしに基礎づけようとする契機こそが「政治的なるもの」な

のいふこと (cf. Marchart 2007: 2)。<sup>9)</sup>

### 第三節 政治的構築主義は規範をどこまで語るることができるのか？

前節で述べたように、「社会的なるもの」と区別された「政治的なるもの」の存在を把握する政治的構築主義は、新たな規範の発生可能性を視野に入れることができる。しかし、その「新たな規範」が「望ましい」規範であるとは限らない。そこで次の問題は、このタイプの構築主義は特定の規範を正当化する論理を提供することはできるのか、である。この問題を考察するにあたって、以下ではラクラウの議論を事例として検討する。

ラクラウは、「存在論レベルの『倫理化』に向かう近年の風潮」に「断固として反対する」と述べる。なぜなら、「その妥当性があらゆる共同体的な空間から独立であるような倫理的な原理あるいは規範などというものは存在しない」からである (Laclau 1996b: 58 = 2002: 113)。ここで彼は、特定の文脈から超越した、その意味で「普遍的な」価値としての「倫理」は、実際には、具体的な特定の「社会」において局所的に存在する「規範」と結びつけられること(ただし完全な結びつきは不可能であるが)によってのみ存在し得る、と述べている。この意味での「倫理」と「規範」との違い、ないし「通約不可能性」を認めた上で、両者をどのように結びつけるかということが、「ヘゲモニー」の課題なのである (Laclau 2000: 80-81 = 2002: 110-111)。

このようなラクラウの議論からわかることは、次の二点である。第一に、彼は、「倫理」や「規範」の内容を語っていないということである。すなわち、どのような「倫理」なり「規範」なりが「望ましい／正しい」のかとい

うことについて、ラクラウは述べていない。彼が語っているのは、それらが、社会の中でどのような位置を占めているかという問題、換言すれば、倫理や規範の存在論である。第二に、「倫理」にせよ「規範」にせよ、ラクラウは、これらが社会を基礎づける位置にあるとは考えていない (see also Laclau 1996a: 78-79)。倫理と規範とを結びつけることは、ヘゲモニーという「政治的なるもの」の役割である。倫理なり規範なりが社会を作るのではなく、「政治的なるもの」が社会を作るのである (cf. Laclau 1996b: 58-59 = 2002: 113-114)。

このようなラクラウの議論は、「政治的なるもの優位」を主張する彼の立場からすると一貫したものである。しかし、彼の議論では、「政治的なるもの」自体を規制する「倫理」なり「規範」なりが論じられているわけではない。そうだとすれば、結局、「倫理」と「規範」との間でどのような新たな価値が決定されるかは、誰にもわからないのではないだろうか。それが、「望ましくない」ものである可能性はないとなぜ言えるのだろうか。

この点を問題にするのが、クリッチリーである (Crichley 2004)。クリッチリーによれば、ラクラウの議論では、「民主的な」決定とそうでない決定との区別ができない。かといって、彼の議論を単なる「事実の記述」としての理論と見なすこともできない。なぜなら、もしもヘゲモニーの理論が単なる現実が存在する状態の記述なのであれば、この理論から、「現在の状態とそうでない状態との間のスペースを開いておく」という批判的機能が奪われてしまうかもしれないからである。結局、ラクラウの議論の問題点は、自分が行っていることがどういうことなのかを十分に明確化することなしに、彼が記述的と規範的の両方をほめかしていることにある。この点に、「ヘゲモニー理論における種の規範的欠如というリスク」が存在する。クリッチリーは、このリスクを回避するために、ラクラウが依拠しているものとは別の脱構築の理解に依拠しなければならないと主張する。それは、一九九〇年代のジャック・デリダの著作において描かれている、「無限の責任へのメシア的な倫理的命令」

らある（Crichley 2004: 117）。

もともと、クリッチリーは、上記のようにラクラウが「倫理」について語り始めたこと（Laclau 2000: 79-82 = 2002: 109-112）、その立場に重要な変更が生じているとも述べている（Crichley 2004: 117）。しかし、たとえそうだとしても、問題は解決していない。なぜなら、ラクラウは彼の言う「倫理」が「民主主義社会」におけるそれなのかどうかについて明確に述べようとしないからである。一方で、もしもそれが民主的社会における「倫理」であれば、それは特定の「規範的」内容——民主主義的政治形態は他の政治形態よりもよい——を含んだものである。しかし他方で、ラクラウがより一般的に「倫理」を語っているのであれば、その場合の「倫理」に一体どのような意味があるのか、わからなくなってしまう。結局、ラクラウはなぜそこまで「倫理」の具体的な内容を語らず、「純粹に実態分析的なメタ倫理的探求」に徹し、「倫理的なものが具体的な内容を伴わないこと（the content-free character of the ethical）」を強調するのか理解できない、とクリッチリーは述べる。彼の結論はやはり、「ヘゲモニー理論における規範的欠如」である（Crichley 2004: 121）。

こうしてクリッチリーは、ヘゲモニー論が特定の内容を持った倫理／規範と結びつけられなければならないことを主張する。すなわち、「ラディカルな政治の核心は、政治的行為に動機づけの力あるいは推進力を提供する『メタ政治的な』倫理的契機と呼ばれるものでなければならない」のである（Crichley 2007: 12-13）。既に述べたように、それはデリダ的、あるいはレヴィナス的な他者への応答責任の倫理である。このような倫理が民主主義的政治を支えるのであればならない。

しかし、ラクラウは、クリッチリーの主張を受け入れない。ラクラウにとっては、「倫理」は、あらかじめ概念的に規定されるものではなく、空虚なものだからである。その空虚な「倫理」がある社会における「規範」と

結びつくのは、「ラディカルな備給 (radical investment)」によってである。ラディカルな備給とは、それ自体は空虚である「倫理」を、その名前からは論理的に演繹され得ないような内容と結びつけることである。たとえば「正義」とは、それ自身がポジティブな意味を持つのではなく、不正義の状況(剥奪、混乱、無秩序など)が存在するがゆえに意味を持つ。何が「正義」であるかは、そうしたネガティブな状況をポジティブに反転させるべく、特定の内容でこの空虚な概念を満たすことによって決まる。その営みはたとえば、不正義の状況の原因を何かに帰属させ、それに反対する連鎖をパフォーマンスに構築することによってなされる (Laclau 2004: 286-87; 2005a: 96-97)。結局、ラクラウは、「倫理」がそれ自体として特定の内容を持ち得るとは考えていない。その内容を決めるのは、やはり「政治的なるもの」——ここではラディカルな備給と表現されたもの——である。

このようなラディカルな備給は、「何でもあり」になってしまわないのだろうか。この問いに対して、ラクラウは、それを行う諸個人は、あらゆることを決定し得る完全な「主体/主権者」ではなく、その選択の地平に限界を設けるような「倫理」ではなく、「規範」の枠組み、すなわち特定の局所的な文脈の中に置かれていることを指摘する。実際には、あらゆる「倫理」が選択されることはあり得ないのである (cf. Laclau 2000: 83 = 2002: 113; 2004: 287)。<sup>10)</sup>

以上のラクラウの議論の概観が示しているのは、次のことである。第一に、彼は、規範(あるいは「倫理」)が「政治的なるもの」と独立して存在するとは考えない、ということである。第二に、したがって、(クリッチリーのように)何らかの規範によって「政治的なるもの」を規制するのではなく、むしろ、「政治的なるもの」がどのように規範を生み出すかを論じようとする、ということである。このような立場は、「政治的存在論」としては一貫している。しかし、まさにそのことこそが、ラクラウの議論が構築主義では相対主義に陥るだけなのではな



いかという疑義に十全な形で答えているとは言えないことを示している。なぜなら、この議論では、もしも個別の社会に何らかの「望ましくない」（ラクラウの意味での）「規範」が存在していたならば、それを批判する根拠を見出すことはできないからである。相対主義に陥るといふ危惧は、まさにこの点に由来するように思われる。第一節で経験的な構築主義は規範を規範的に語ることはできないと述べたが、政治的構築主義も、結局のところ、規範を規範的に語ることはできないのではないだろうか。

この点について、ラクラウ自身は、事実の記述と規範的なものとを区別することはできないとの主張で答えようとしているように思われる。その例として彼が挙げるのは、「個々の自由な発展が全体の自由な発展のための条件になる社会」というマルクスの仮定である。この仮定では、記述と規範は分離していない。マルクス主義が「認識する客観的過程には、すでに、規範の次元がある」のである（Laclau 2000: 80 = 2002: 110. 傍点は原文イタリック）。

しかし、この議論は成功しているとは言えない。ラクラウ自身がよく認識しているように、マルクスにおける事実と規範との未分離は、歴史発展の必然性の法則によって支えられていた。その法則への信頼が揺らぐと、事実としての歴史的な展開の帰結が規範的に望ましい帰結でもありと想定することはできなくなる（cf. Laclau 2000: 80 = 2002: 110）。<sup>111</sup>そして、「ポスト・マルクス主義者」としてのラクラウは、もちろん、このような歴史の発展法則を否定している。このことが示唆するのは、仮に事実としての「客観的過程」に何らかの「規範の次元」が存在しているとしても、それが特定の（たとえば左翼的な）観点から見て「望ましい」ものである保証は存在しないということ認めざるを得ない、ということである。すなわち、マルクス主義の歴史発展論を否定しておきながら、事実の中に特定の観点からみて正当な規範を読み込むことはできないのである。

もっとも、ラクラウが「望ましさ」について全く語っていないわけではない。たとえば、「民主的な社会」に

ついで彼の議論がそれにあたる。ラクラウは、「自らの基盤の偶発性をたえずしめず社会だけが、民主的な社会である」と述べる。別の言い方をすれば、「民主的な社会」とは、「普遍的な」倫理的な契機と「個別的な」局所的な」規範的な秩序との亀裂をたえず開いたものにしておく社会」のことである (Laclau 2000: 86 = 2002: 116-117)。ここでラクラウが、「民主的な社会」が「望ましい」と直截的に述べているわけではない。とは言え、たとえば、「全体主義」あるいは「共同体の内部崩壊」との対比で「民主的な社会」が提示されていることから (Laclau 2000: 86 = 2002: 116)、ここでラクラウが「民主的な社会」を「望ましい」社会として考えていることは明らかであると思われる。また、そもそも彼が「ラディカル・デモクラシー」を望ましい政治的立場として支持していることは明らかであるとも言える。ともあれ、「民主的な社会」を語る時、ラクラウは、特定の規範の偶発性を絶えず示すことができるような社会としての「民主的な社会」が望ましいことを語っているのである。

ここでの問題は、「民主的な社会」が望ましいことの論拠が政治的存在論から導き出されていると言えるのかどうかである。この点について、確かにラクラウは、政治的存在論と望ましい価値としての民主主義とを直接的に結びつけて論じているように見える。なぜなら、「民主的な社会」とは、「自らの基盤の偶発性をたえずしめず社会」のことだからである。しかし、もしもクリッチリーであれば、ここでやはり次のようにラクラウに問うであろう。すなわち、「自らの基盤の偶発性」から「民主的」ではない帰結が生じないとなぜ言えるのか、と。ある社会が「自らの基盤の偶発性」から出発するにとどまらず、その偶発性を絶えず示し続けることができるのであれば、それは、そうである「べし」とする規範が存在するからではないだろうか。そのような規範が存在しなければ、「基盤の偶発性」が持続する保証は存在しないのではないだろうか。このように、基盤の偶発性と民主主義とを結びつける議論も、やはり困難を抱えているのである。

以上の考察から言えることは、ラクラウは規範を規範的に語ることに成功していないということである。その際の問題は、規範としての民主主義の論拠が規範的ではなく、「政治的存在論」としての「政治的なるもの」に直接的に求められていることにある。しかしながら、民主主義と「政治的なるもの」との関係について、別の形で理論化することもできる。しかも、その際に鍵となるのは、ラクラウ自身が使用する「節合」の概念である。もしも民主主義と「政治的なるもの」との関係が節合によるものと解釈することができれば、前者が後者を基礎とすると述べることなしに、両者の関係性を理論化することができる。最終節では、この点について論じる。

#### 第四節 政治的構築主義と規範としての民主主義の節合

前節で確認したように、ラクラウの理論は、政治的構築主義の立場から規範を規範的に語ることに成功していない。構築主義が規範を規範的に語るための方法は、もはや存在しないのだろうか。本節では、ハンセンおよびマーチャートの議論を参照することによって、この問題を考察する。その結果示されるのは、構築主義は確かに直接規範を規範的に語ることはできないが、「節合」という方法を通じて規範との関係を構築することができる、ということである。

ハンセンは、政治的構築主義と規範との関係について、ラクラウ(とムフ)の概念を援用しつつ、より周到な考察を行っている。ハンセンによれば、構築主義と特定の規範との間に必然的リンクは存在しない。「特定の規範の立場を存在論的構築主義に基礎づけることはできない」(Hansen 2010: 101)。それは、生物学的・遺伝子本質主義が、保守主義から平等主義までの異なる政治的立場と結びつき得ることに同じである。<sup>13)</sup> 構築主義であれ本質主義であれ、いかなる特定の政治的立場とも必然的に結びつくことはない。

ただし、両者の結びつきを、特定の「節合 (articulation)」の問題として考えることはできる (Hansen 2010: 100-101)。ここで節合とは、「諸要素の間に、それらのアイデンティティ (同一性) が節合的实践の結果として修正されるような形で関係性を確立するような実践」のことである (Laclau and Mouffe 1985: 105 = 1992: 169. 訳は一部変更)。この定義は、やや同義反復気味であるが、要するに節合とは、個別的な諸要素がより大きな (言説的) 枠組の下で、それらの要素の少なくとも一部を変容させながら結びつけられることである (cf. Hansen 2010: 98)。ハンセンは、ラクラウ(とムフ)自身による節合の概念を援用することを通じて、たとえ直接的ではなくとも、構築主義が規範とある形態において関連し得ることを示そうとしている。すなわち彼は、規範と構築主義との関係を、後者から前者が導かれるという関係ではなく、両者の節合として理解すべきと云うのである。

そこで問題となるのは、構築主義と節合され得る規範とは何かである。ここでハンセンは、「構築主義の立場と有効に節合されるであろう特定の規範的理想」として「民主化のエートス」、あるいは、「来たるべきもの (something to come)」としての民主主義を提案する。ハンセンがそのような民主主義として参照するのは、ラク

ラウやムフのそれである。前節で既に言及したように、ラクラウによれば、「自らの基盤の偶発性をたえずしめす社会だけが、民主的な社会である」（Laclau 2000: 86 = 2002: 116-117）。ムフにとっても、民主主義は、常に完全なものではあり得ない限りにおいて、「よき」民主主義である。彼らにとつての民主主義とは、それ自体の十全な実現から隔たっている限りにおいて民主的であるようなタイプの民主主義である（cf. Hansen 2010: 103）。

ここで重要なことは、次の点である。すなわち、ハンセンがラクラウやムフの民主主義概念を、構築主義の立場そのものから導かれるものとしてではなく、それとは区別された規範として捉えた上で、両者の関係を節合として理解しているということである。前節で見たように、ラクラウの場合には、構築主義と規範的概念としての民主主義との関係は必ずしも明確ではなかった。これに対してハンセンは、前者の立場から後者を導くための論理ではなく、両者の関係を節合として理解することを提案しているのである。

ここで民主主義全般ではなく、特定の民主主義観（としての「来たるべき」民主主義）が提示されていることに注意しておこう。既に確認したように、節合とは、それによって諸要素のアイデンティティが変容するような実践である。したがって、政治的存在論と民主主義との節合においては、少なくとも、民主主義の概念が政治的存在論と結びつくように変容することが必要となる。<sup>14)</sup>ラクラウやムフの民主主義理解は、ポスト基礎づけ主義的な特徴を有している。なぜなら彼らは、民主主義の「基盤の偶発性」や（ラクラウ）、実現不可能性（ムフ）を強調しているからである。つまり、彼らにとつての民主主義は、何らかの基盤によって根拠づけられるものではなく、むしろ「基盤の不在」を基盤とするようなそれである。それは、構築主義の立場と節合可能であるように捉え直された民主主義像なのである。

(二) マーチャート

次に、マーチャートの議論を見てみよう。彼もハンセンと同様に、ある存在論から特定の規範なり政治的立場なりを引き出すことはできないと考える。その背景にあるのは、「存在論的な」(オントロジカル)次元における「政治的なもの」と「存在的な」(オンティック)次元における「政治」との違い、そして、両者の間の非連続性という理解である(Marchart 2006: 27)。「政治的なもの」は存在論的(オントロジカル)であるが、「民主主義」は「政治」の一形態であり、したがって存在的(オンティック)である。<sup>15)</sup>

この区別を踏まえると、確かに、「政治的存在論」(構築主義)から導かれるものは、民主主義とは限らないということになる。「私たちは、(解放的なものであれ、そうではないものであれ)特定の存在論的(オンティック)な政治を基礎づけまたは決定するような存在論的(オントロジカル)な基盤を確保することは決してできないということを確認すべきである」(Marchart 2007: 157)。存在論的な基盤の不在は、あらゆる社会の特徴であり、必ずしも民主的な社会固有のものとは言えない。すなわち、民主主義と他の政体との差異を、存在論的な次元における偶発性に求めることはできないのである(Marchart 2011: 967)。

このように、「存在論的」な次元で基盤が不在だからといって「存在的」な次元で民主主義が導かれるとは限らない。しかしながら、マーチャートは、これとは逆に、民主主義(「存在的」)の側から存在論を見るならば、異なる理解が可能であると主張する。すなわち、あらゆる民主主義は、「それがその名に値するものであるならば」、ポスト基礎づけ主義的でないならぬのである。なぜなら、民主主義とは、究極的な基盤の欠如を制度的に受容し、場合によってはそれを促進しようとするような政体だからである(Marchart 2011: 967)。言い換えれば、

民主主義とは、「基礎づけの失敗をそれ自身の基盤へと公然と転化する」ものである（Marchart 2011: 968）。このように、あくまで民主主義の側から見た場合に、基盤の不在が基盤となると言うことができるのである。「要するに、すべてのポスト基礎づけ主義的政治が民主主義的とは限らないが、すべての民主主義的政治は、ポスト基礎づけ主義的である」（Marchart 2007: 158）<sup>(10)</sup>。

以上のように、マーチャートも、政治的存在論ないし政治的構築主義（存在論的な政治的なるもの）の次元と民主主義（「存在的な政治」の次元）との区別を強調する。「政治的なるもの」「そのものに」「民主主義」を見て取ろうとする議論は、両者の区別を曖昧化するものであり、妥当ではない。両者の連関は、民主主義から見た場合にのみ見出すことができる。すなわち、民主主義は、「政治的なるもの」ではなく、「政治」の次元で、政治的存在論の偶発性を受け入れる原理なのである。

### （三）民主主義の正当化という問題をめぐって

ハンセンとマーチャートの議論からわかることをまとめると、以下のようになる。第一に、政治的構築主義の立場から規範を直接導くことはできないということである。第二に、ただし、規範としての民主主義は政治的構築主義と親和性があるということである。第三に、ラクラウ／ムフの「節合」概念を援用すれば、この親和性を構築主義の立場から表現することができるであろうということである。以上の諸点を確認した上で、以下では、政治的構築主義は規範としての民主主義をどこまで語るべきなのか、あるいは、語るべきだとして実際にどこまで語ることができるのかという問題について考察したい。

この問題に対する一つの回答は、そもそも政治的構築主義から規範としての民主主義が直接導かれるのではないことが明らかになった以上、前者が後者を語る理論的必然性は存在しない、というものである。確かにこの回答は正論である。しかし、既にある程度見てきたように、実際には政治的構築主義の立場の理論家たちは、民主主義を規範的に望ましい政治原理として擁護しようとしている。そこで、その規範としての民主主義の語り方を点検しておくことも必要であるように思われる。

最初に確認すべきことは、政治的構築主義の理論家たちによる民主主義の正当化(justification)は必ずしも十分ではない、ということである。まず、ハンセンについてである。彼は確かに民主主義を「規範的理想」であると述べていた。しかしながら、彼が「民主化のエートス」を持ち出す理由の説明は、あまり説得的ではない。ハンセンは、構築主義は「社会的なものあらゆる領域における政治化の可能性を開く」と述べ、ここからひとまず「政治化のエートス」について言及する。ただし、この「政治化のエートス」には、すぐに次の二つの留保がつけられる。第一に、構築主義から「政治化のエートス」へのつながりは、「論理的な移行」ではないことである。第二に、「政治化のエートス」は「特に魅力的ではない」行為を含む「ありうる行為のあまりに広い範囲をカバーする」ものなので、それに代えて「民主化のエートス」概念を採用することである(Hansen 2010: 101-102)。

一点目の留保は、構築主義の立場からすれば理解できる。しかし、二点目については問題がある。なぜなら、一点目で構築主義から「政治化のエートス」へのつながりは「論理的な移行」ではないと述べられているにもかかわらず、「政治化」を「民主化」に置き換えることで、構築主義の理論的立場と規範との関係が曖昧化してしまうように思われるからである。すなわち、「民主化のエートス」が「政治化」を特徴とする構築主義の立場から導かれているのか、それとも両者の関係は節合であるのか、曖昧になってしまうのである。ハンセンが行うべ



きことは、「政治化」を「民主化」で置き換えることなく、両者の違いを明確化することだったのではないかと思われる。しかし、彼はこの作業を十分にやっているわけではない。

次に、マーチャートも、民主主義を望ましい原理として見ていることは明らかであるにもかかわらず、その正当化のための議論を十分に行っているとは言えない。ある論文で彼は、民主主義は、「存在的な」次元の「政治」が偶発性を必然的なものとして受け入れることを迫るという意味で「倫理的要件 (ethical exigency)」などと述べている (Marchart 2011: 968)。しかし、この表現を、民主主義の「望ましさ」を示すものという意味で理解することはできない。なぜなら、マーチャートの場合は、「存在的な」次元における「政治」は、「存在論的な」次元の「政治的なるもの」とは次元が異なっているが——したがって「政治的なるもの」の概念を用いることはできないが——しかし偶発性を受け入れるべきである、という意味で「倫理的」という言葉が使用されているからである。

もっとも、マーチャートは、民主主義をポスト基礎づけ主義的な条件にとって適切な政体として擁護することも述べている。その時の民主主義とは、「政治的なるものと倫理的論理との間の結節点 (meeting point)」としてのそれである (Marchart 2011: 967)。これだけでは、民主主義のどのような特徴が「倫理的」であるのかは、明確ではない。しかし、「民主主義的な連帯 (democratic solidarity)」の意義について論じられている箇所を見ると、「民主的な」連帯が「倫理的」である理由は、それが「同じ共同体」に属する人々との間でのものではなく、共同体の外部の異質な要求にも向き合うべきものという点に求められている (Marchart 2011: 969)。ここから、マーチャートもまた、民主主義は（社会の偶発性に由来する）異質性や多元性を受けとめるものであるがゆえに望ましいと考えていると推定することは可能である。とはいえ、その望ましさの理由の明確化は十分とは言えず、読

み手の推測を必要とするものにとどまっている。

以上のように、政治的構築主義の理論家たちが、民主主義の望ましさを根拠を、それが偶発性や基盤の不在より適切に受け止めることのできる原理である点に求めていることは明らかである。しかしながら、彼らによってなされる、そのような論拠に基づいて民主主義を正当化するための議論は、決して十分なものとは言えない。そこで問題は、このことをどのように評価するべきか、ということである。

この問いに対しては、いくつかの応答が考えられる。まず、そもそも「基盤の不在」や「偶発性」が価値概念なのかという問題がある。たとえば、アダム・スウィフトは、民主主義に内在的な価値という観点からの内在的「正当化」と、民主主義によって実現される価値という観点からの道具的正当化とを区別した上で、それぞれにおいて取り上げられる価値を列挙している。内在的な価値は自律としての自由、自己実現、そして平等である。道具的価値は、良いまたは正しい決定、市民の知的・道徳的発達、そして決定が正統なものとして承認されることである (Swift 2006: 203-221 = 2011: 280-305)。これらのリストの中に、「基盤の不在」や「偶発性」などは含まれていない。このことは、これらの概念が価値的な概念であるのかということ自体が判然としないということを示唆しているように思われる。そうだとすれば、民主主義をこれらの概念を援用して擁護することが果たして「正当化」なのかどうかも当然判然としないことになる。

もつとも、以上の議論は、そもそも構築主義的な政治理論の問題関心を取り違えていると考えることも可能である。すなわち、政治的構築主義の諸議論は、そもそも価値概念を用いた「正当化」に主たる関心を持っているわけではないのではないだろうか。実際、政治理論の役割が「正当化」だけではないとする考えは存在する。たとえば、乙部延剛 (二〇一) は、政治理論の役割は「正当化」ではないとするポニー・ホーニッグの議論 (Honig

2009: 1-10; 37; see also Honig: 2007) を紹介している。乙部の整理を参考にしつつ、入り組んだホーニッグの議論を本稿の関心に沿って整理すると、次のようになる。民主主義について政治理論が行うことは、それを確定的な基盤によって「正当化」することではない。正当化は、ある特定の時点（たとえば、決定が行われる時点）に関わっている。しかし、民主主義が民主主義として「生き延びる」ためには、民主主義による（ある時点では「正当」だったであろう）決定によってある（とりわけ不都合な）状況に置かれた人々に対して、その決定への「後悔 (regret)」の感情を抱きつつ、責任をもって応答し続けることが必要である。政治理論の役割とは、このようにして民主主義が「生き延びること」を可能にするような議論を提供することである。それは、(マイケル・オークショットの用語を用いれば)「正当化」ではなく、「擁護 (vindication)」の営みである。<sup>(18)</sup> また、ジャック・ナイトとジェームズ・ジョンソンも、民主主義を擁護する際の政治理論の課題として、次の三つを挙げている。第一に、あり得る制度の特徴とその条件を提示する「分析的」課題である。第二に、制度の発生と変化のメカニズム（と作動の条件）を理論的に示す「説明的」課題である。そして、第三に、あり得る複数の制度間での評価を行う「規範的」課題である (Knight and Johnson 2011: 13-14)。彼らの考える「政治理論」においても、その役割は規範的正当化だけではないのである。

ここでの課題は、以上のホーニッグやナイト／ジョンソンの議論そのものを検討することではない。そうではなく、ここで確認しておきたいことは、政治理論の「問題構成」<sup>(19)</sup>には「正当化」以外のものもあり、政治的構築主義のそれも、正当化とは異なるものであるということである。本稿でこれまで見てきたように、政治的構築主義の問題関心は、「政治的なるもの」と「社会的なるもの」との区別と関係、あるいは、(存在論的)「政治的なるもの」と(存在的)「政治」との区別と関係をどのように把握するかにある。そのような作業を通じて、

政治の世界をどのように概念化するかということが、政治的構築主義の「問題構成」なのである。このような問題構成は、民主主義をどのように正当化するかという問題構成とは確かに異なっている。したがって、政治的構築主義を価値の正当化の観点から評価することは、そもそもその問題構成を適切に踏まえたものとは言えないのである。

ただし、最後に指摘しておくべきことは、だからといって民主主義の正当化に関する考察が政治的構築主義と相反するというわけではない、ということである。なぜなら、政治的構築主義から見た場合、民主主義は存在論的な次元（「政治的なるもの」の次元）ではなく、存在的な次元（「政治」の次元）における原理だからである。「政治的なるもの」の次元は、基盤の不在（政治的存在論）によって特徴づけられるものである。その次元における規範による正当化の議論はそれ自体基礎づけ主義的な営みとなり、政治的構築主義とは相容れない。しかし、「政治」の次元における正当化論は、「政治的なるもの」の次元における基盤の不在と相反するわけではない。したがって、「政治」に次元における民主主義を何らかの価値概念によって正当化したり、あるいは、民主主義を通じて正当な決定とは何かといった問題に取り組んだりすることが政治的構築主義と相容れない、というわけではないのである。

## 結論

本稿の問いは、「構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？」であった。とりわけ、その焦点は、構

築主義は規範を正当化する論理を提供することができるか、ということであった。

この問いに対する本稿の解答をまとめると、次のようになる。第一に、「社会的なるもの」と区別された「政治的なるもの」の次元を認識するタイプの構築主義——すなわち政治的構築主義——は、既存のものとは異なる規範の発生可能性を理論的に指摘することができる。第二に、しかし、このタイプの構築主義であっても、特定の規範を直接導くことはできない。第三に、ただし、「来るべきもの」としての民主主義との「節合」という形でならば、構築主義は規範を語るることができる。この場合の民主主義／「政治」（存在的）と「政治的なるもの」（存在論的）とは次元を異にしているため、両者を同一視することはできないことはもちろん、両者の結びつきを必然的なものと見なすこともできない。このように、民主主義と「政治的なるもの」との区別を明確化した上であれば、民主主義について規範的正当化を試みることは、構築主義の立場と相反することはない。

このように、本稿において、構築主義の理論的立場から直接的に規範を正当化することはできないことが示された。しかし、構築主義と規範とが、構築主義の語彙を用いることで、つまり節合の概念を用いることで関連づけられることも明らかとなった。すなわち、構築主義と規範との関係は、それ自体「構築」されるものなのである。

今日の政治理論ないし政治哲学は、政治現象の経験的・実証的研究を行う政治科学 (political science) に対して、政治に関する価値や当為を扱う規範理論として発展している面がある。しかし、他方で、川崎修が指摘するように、政治理論・政治哲学の課題には、『政治的なるもの』のあり方への問いかけ、『政治的なるもの』をマクロな全体社会像の中でいかにして切り取るかという問題<sup>1)</sup>も含まれている（川崎二〇一〇・八〇—八二、一〇四—一〇五）。本稿第四節（三）で確認したように、このような課題ないし「問題構成」は、価値の正当化という問題構成とは異なっている。

このような状況下で、政治科学と政治理論との間の「分業」が進んでいるだけではなく、政治理論内部における規範理論と「政治」と「政治的なるもの」をめぐる考察との間の分化ないし分業もまた進行しているように思われる。もちろん、学問はこのように分化した各分野の内部でより洗練度を高めることで発展していくという側面を持つ。しかし、他方で、学問には、既存の分業の枠組みそのものを問い直すことを通じて発展するという側面も存在する。「構築主義と規範」というトピックは、「政治的なるもの」の政治理論そのものの精査に役立つとともに、このタイプの政治理論が規範理論としての政治理論や経験的分析としての政治科学とどのような関係にあるのかを再考する機会を提供する。本稿は、そのための手がかりを提供するものでもあった。

もっとも、本稿においては、「政治」と「政治的なるもの」についての考察を中心とする政治理論と、他のタイプの政治理論、とりわけ価値の正当化を中心とする政治理論との違いについては、第四節(三)での言及にとどまった。この問題についての本格的な考察は、次の課題として残されている。

※本稿は、二〇一一年度日本政治学会研究大会分科会E—「政治理論の方法」における同タイトルの報告を加筆修正したものである。同分科会を共有した司会者の岡崎晴輝、報告者の井上彰、討論者の河野勝、本分科会の企画に関与された越智敏夫の各氏、および、会場で質問・コメントをくださった参加者の方々にお礼を申し上げる。また、本稿執筆にあたって、何度かの議論を通じて「政治的なるもの」の政治理論についての報告者の理解を改善してくださった川村寛文、および、Hansen(2010)の入手にあたってお世話になったアラン・D・ハンセン(Allan Dreyer Hansen)の各氏にも感謝申し上げます。

註

(1) 北田はこれらの問いを「政治(学)的問い」と呼んでいるが、本稿では、これらは「規範(理論)的問い」であると考える。それは、後ほど本文で述べるように、本稿は、「政治(的なるもの)」と「規範」とは区別されるべきと考えるからである。なお北田も、「政治的なるものの再興」を図るプロジェクトが逆説的に「政治(学)的(「規範的」な諸概念)のアクチュアリティを奪い去ってしまう」と述べているように(北田二〇〇三: xi)、「政治(的なるもの)」と「規範」との区別そのものはよく認識している。ただし、彼の場合は、「政治的なるもの」が「社会的なるもの」へと回収される傾向にある。

(2) なお、本稿では、「政治的構築主義」の代表的な理論家としてエルネスト・ラクラウを取り上げるが、その焦点は、彼の構築主義(的視座)と規範(ないし「倫理」)との関係に当てられており、彼の理論の包括的な検討とは言えない。ラクラウの理論を、特にその「敵対性」概念の変遷を中心に、より包括的に検討した最近の業績として、ここでは、山本(二〇一一)を挙げておきたい。

(3) 著名な方法的批判としては、間主観的な構築のプロセスの分析が実際には客観的な状態の存在に依拠しているという、「オントロジカル・ゲリマンダリング」(平/中河編二〇〇六)がある。また、規範を独立変数とした因果的推論には、一方で、より実証的な研究者から見れば、それを厳密に独立変数と見なすことができるのかという疑問が提起されるかもしれない。ただし、この点については、構築主義に依拠する研究者からも、構築主義は「なぜ」の問いを採用しないという主張もある。なぜなら、構築主義の立場からすれば、「原因」は、後続の出来事の中で諸個人が「原因」と見なすようになるものと考えられるからである(中河二〇〇五)。

(4) これに対して、ジェンダー論や文化研究における構築主義の採用は、既存の「ジェンダー秩序」やマジョリティ/マイノリティの非対称性を批判するという規範的意識を隠さない場合が多いだろう。しかし、「性差(あるいはマジョリティ/マイノリティの区別)は自然ではなく構築されたものである」という命題は、性差や文化的差異がどのように扱われる「べき」という問題への

解答を含むものではない。

(5) このようなマッケンジーの理解には異論もあるだろうが、ここでは、彼の認識の是非は問わない。なお、熟議民主主義論について同様の指摘を行うものとして、石黒（二〇〇八）がある。ただし、（本稿で扱うことはできないが）規範を事実に基づいて正当化することへの疑義は、近年の規範理論において、G・A・コーエンによるロールズの「構成主義」批判の形であらためて提起され、議論がなされている。差し当たり、松元（二〇一二）を参照。

(6) 規範理論における、規範を事実に基づいて正当化する方法の是非をめぐる議論の存在については注(5)で指摘したが、ここでは、構築主義の側から見た問題に限定する。

(7) ただし、この意味での「規範」は、「べし」とさえ認識されないほどに諸個人を埋め込むようなものだと考えることもできるかもしれない。性別分業の規範があまりに確固としたものである場合、その下に生きる人々は、それを「べし」ではなく、端的に事実として、つまり「そういうもの」として受け止めている可能性がある。

(8) なお、Laclau（1990）におけるラク라우自身の「社会的なるもの」に対する「政治的なるものの優位」に関する記述は、どのような意味で「優位」なのかを明示的に述べることができていないように思われる。ラクラウは、「政治的なるもの」と「社会的なるもの」との区別は次の二点を意味すると述べている（Laclau 1990: 35-36）。第一に、「社会（的關係）」は、社会的なるものと政治的なるものとの区別によって構築されるということである。政治的なるものが除去された社会を考えることはできないが、「政治的なるもの」による「再活性化」も「沈殿」を背景にして起こる。第二に、社会が政治的なるものと社会的なるものとの区別によって構築されているということは、社会の偶発性、権力関係を除去することの不可能性、そして調和的な社会を達成することの不可能性を意味するということである。二点目で挙げられている「社会（關係）の偶発性」について、そうだとすれば、社会を「闘争を通じて変容させることが可能となる」とは述べられている（Laclau 1990: 35-36）。しかし、上記の二点は、全体としては「社



会」が「社会的なるもの」＝沈殿のみによっては構築され得ないこと——したがって、「政治的なるもの」も「社会」の構成要素であること——を指摘しているのであって、あるいは、「政治的なるもの」は「社会的なるもの」に吸収され得ないことを述べているのであって（cf. Laclau 1990: 160）、「政治的なるもの」の社会的なるものに対する優位」を直接に述べているわけではない。

- (9) マーチャート (Marchart 2007) は、こうした「政治的存在論」あるいは「ポスト基礎づけ主義的政治思想」の源流がマルティン・ハイデガーにあるとし、その今日の継承者として、ラクラウ以外に、ジャン・リュック・ナンシー、クロード・ルフォール、アラン・バデューの理論も検討しているが、本稿では取り上げることができない。近年の政治理論における存在論と「政治的なるもの」への注目として、Strathausen (2009) をも参照。また、経験的な政治学における存在論（と認識論）の、方法論に還元されない重要性については、Furlong and Marsh (2010) を参照。なお、ハイデガーにおける「政治的なるもの」の概念、および、それを特徴づける「オントロギッシュ」と「オンテイッシュ」との区別については、小野紀明の著作（小野二〇一〇）の第一章、とりわけ以下の叙述を参照。「ハイデガーもまた、或る秩序の下に存在を現れさせることを政治の目的と考えていたが、しかし彼は、存在の恒常的現前を可能にする理想的な秩序を否定したのである。なぜならば、そうした秩序は或る『地平』の内部で、換言するならばオンテイッシュな次元で考えられており、彼の『政治的なるもの』は、それらの秩序に先行し、それらを可能ならしめるオントロギッシュな次元に関わっているからである。ハイデガーの存在論のラディカルな点は、従来の存在論は全てオンテイッシュな次元にとどまっていると見なして、そこに保持されていた現前の神話を峻拒したことである。彼は、アイデア、形相、自然、人間本性、さらには生といった存在の根拠を全て存在物として退け、自らの存在論から一切の形而上学的痕跡を一掃する。その結果、存在物は、事実的な世界内存在である、それ故に身体性に拘束される現存在が、その都度世界と出合い、そこに開かれる『地平』の内部に位置づけられ、意味が付与される。しかし、その『地平』はまた閉じられることにならう。その結果、存在物は、その都度その『地平』の内部で常に有意味な何かとして存在すると同時に存在しないという両義的な姿で現れるのである。こうして、我々は、ハイ

デガーにおける『政治的なもの』を以下のように簡潔に定義する。『政治的なもの』とは、その都度、『地平』を開閉する営みである。」  
 (小野二〇一〇:三七―三八。傍点は原文)

- (10) ジェイコブ・トルフィングも、言説理論が相対主義に陥るのではないかという疑義に対して、ラクラウと同様の議論(反論)を展開している。すなわち、言説理論においては、諸個人は特定の言説の一部と考えられ、その言説が諸個人に何が正しくて何が間違っているかを判断するための、「相対的に明確な (relatively determinate)」価値や基準を提供する (Torring 2005: 18-19)。シャントル・ムフもまた、ロールズやユルゲン・ハーバーマスと自らの違いを述べる文脈で、次のように述べている。「政治制度に刻印された規範的な次元の本質を『倫理的・政治的』なものとして捉えるのである。すなわち、それは普遍的な道徳の表現ではなくつねに個別の文脈に依存し、特定の実践に関連づけられているのである」(Mouffe 2005: 121 = 2008: 180。訳は一部修正)。ムフの「倫理(的)」の用法はラクラウとは異なるが、両者は、規範のあり方は哲学的な正当化ではなく、個別的文脈に依存していると見る点で一致している。

(11) 同様の指摘として、北田(二〇〇三:一〇六―一〇八)を参照。

- (12) ハンセンの挙げる事例では、人に噛みつく「危険な犬」への対応をどうするかという問題について、特定の「危険」の高い品種の飼育を禁止するにとどまらず、そのような危険性をもたらす遺伝子を特定し、そのような「望ましくない」遺伝子を根絶するべきだとする保守的ないし非自由主義的な立場もあり得るが、他方で、仮にそのような遺伝子が存在するとしても、リベラルな国家においては、あくまで特定の品種の飼育の禁止と、何か起こった時に飼い主を事後的に処罰するべきだとする立場もあり得る。また、別の事例になるが、生物学的・遺伝子本質主義は、遺伝上の差異に基づく不平等は正当化され得ないと論じるタイプの平等主義的立場とも結びつき得る (Hansen 2010: 100-101)。さらに別の事例としては、高橋哲哉が論じるように、「国民」はフィクショナルだとする構築主義的な「国民」観は、(初発の目的であった)「国民」概念やナショナリズムへの批判としてだけでなく、「国民

の物語」としてナシヨナリズム支持の立場とも結びつき得ることを想起することもできる（高橋二〇〇一）。高橋は、「ある物語を採って別の物語を斥けようとするならば」「後者が行使している「排除と選別の暴力」を批判するための「政治的」ないし「倫理的」な判断にコミットする必要がある」と述べている（高橋二〇〇一：四八）。この立場は、本文で言及したクリッチリーの立場と同様のものである。

- (13) 「民主主義とは、完全には実現できないものである限りで、善きものとしてとどまる。それゆえに、そのような民主主義は、つねに「来るべき」民主主義であるといえよう。なぜなら、紛争と敵対関係は、民主主義の完全な実現のための可能性の条件であると同時に、また不可能性の条件でもあるからだ」（Mouffe 1993: 8 = 1998: 16）。また、「ラディカル・デモクラシー」を三つの異なる意味を持つと捉えた上で、その三者の結びつきの（論理的「媒介ではなく」「政治的」節合こそが、まさに「ラディカル・デモクラシー」なのだ）と述べる、近年のラクラウの見解も、「来るべきもの」としての民主主義を表していると言えるだろう（Laclau 2005b）。

- (14) 「少なくとも」と書いたのは、政治的存在論としての構築主義の方を規範としての民主主義と結びつくように変容させることは、構築主義の定義の変更を伴うことになると思われ、その結果、本稿の課題を定義の変更によって解決してしまうことになりかねないと思われるからである。

- (15) マーチャートは、ポスト基礎づけ主義の立場をとる論者の中にも、存在論的次元の「政治的なるもの」を必然的に解放的なものと見なしてしまい、存在論的（オントロジカル）と存在的（オンティック）との区別を十全にできていない論者も存在すると述べている。そのような論者として彼が挙げているのは、バデューとランシエールである（Marchart 2007: 158）。なお、マーチャートは、それは実は、これらの理論家（特にバデュー）において、「政治的なもの」が「倫理的なもの」に密かに包含されてしまっているためではないかと述べている（Marchart 2007: 159）。

- (16) 別の論文では、次のようにも述べられている。「不安定な存在論から民主的政治への筋道は『導出できない』が、民主的政治から不安定な存在論への筋道は『必然』である」(Marchart 2006: 27)。
- (17) 民主主義の価値をめぐる近年の哲学的考察として、井上(二〇一三)も参照。
- (18) ただし、ホーニッグが自らの政治理論をどこまで「擁護」によって特徴づけようとしているのかについては、なお慎重な検討の余地がある。彼女が「擁護」の概念に言及している箇所は、Honig (2007: 14) でも、その修正版であるHonig (2009: chap. 1, 37) でも、わずか一か所だけだからである(Honig (2007: 1)では論文冒頭で、正当化と擁護の区別についてのオークションのテキストが引用されているが)。
- (19) 政治理論における「問題構成」の重要性については、西山(二〇一〇—二〇一一)を参照。
- (20) なお、誤解のないように付言しておく、このように述べるからと言って、「正当化」に焦点を当てる政治理論が重要ではないと言いたいわけではない。そうではなく、本稿の狙いは、正当化をめぐる考察以外の政治理論もあり得ることへの注意を促すことにある。

参考文献

Critchley, Simon (2004) "Is There A Normative Deficit in the Theory of Hegemony?," in Simon Critchley and Oliver Marchart (eds.) *Laclau: A Critical Reader*, Routledge.

Critchley, Simon (2007) *Infinitely Demanding: Ethics of Commitment, Politics of Resistance*, Verso.

江原由美子(二〇〇一)『ヴェンター秩序』勁草書房。

Finnemore, Martha and Kathryn Sikkink (1998) "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, Vol. 52,

No. 4.

Furlong, Paul and David Marsh (2010) "A Skin Not a Sweater: Ontology and Epistemology in Political Science," in David Marsh and Gerry Stoker (eds.) *Theory and Methods on Political Science*, Third Edition, Palgrave Macmillan.

Hansen, Allan Dreyer (2010) "Dangerous Dogs, Constructivism and Normativity: The Implications of Radical Constructivism," *Distinktion*, No. 20.

Honig, Bonnie (2007) "Between Decision and Deliberation: Political Paradox in Democratic Theory," *American Political Science Review*, Vol. 101, No. 1.

Honig, Bonnie (2009) *Emergency Politics: Paradox, Law, Democracy*, Princeton University Press.

井上彰 (二〇一三) 「デモクラシーにおける自由と平等——デモクラシーの価値をめぐる哲学的考察」 齋藤純一・田村哲樹編『アクセスデモクラシー論』日本経済評論社。

石黒太 (二〇〇八) 「民主主義を巡る理論と現実——討議的民主主義へのプラグマティズムのアプローチ」 仲正昌樹編『社会理論における「理論」と「現実」』御茶の水書房。

加藤雅俊 (二〇〇九) 「制度変化におけるアイデアの二つの役割——再編期の福祉国家分析を手がかりに」 小野耕二編『構成主義的政治理論と比較政治』ミネルヴァ書房。

川崎修 (二〇一〇) 『政治的なるもの』の行方』岩波書店。

Kioupkiolis, Alexandros (2011) "Keeping It Open: Ontology, Ethics, Knowledge and Radical Democracy," *Philosophy and Social Criticism*, online pre-publishing.

北田暁大 (二〇一三) 『責任と正義——リベラリズムの居場所』勁草書房。

構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？ (田村)

北田暁大(二〇〇六)「ジェンダーと構築主義」江原由美子・山崎敬一編『ジェンダーと社会理論』有斐閣。

Knight, Jack and James Johnson (2011) *The Priority of Democracy: Political Consequences of Pragmatism*, Princeton University Press.

近藤康史(二〇〇一)「左派の挑戦——理念的刷新からニュー・レイバーへ」木鐸社。

近藤康史(二〇〇七)「比較政治学における『アイディアの政治』——政治変化と構成主義」日本政治学会編『年報政治学 二〇〇六—Ⅰ 政治学の新潮流——二二世紀の政治学に向けて』木鐸社。

近藤康史(二〇〇八)「構成主義的政治理論の三層モデル——イギリス労働党のEU政策を事例とした試論」『論叢現代文化・公共政策』第七号。

Laclau, Ernesto (1990) *New Reflections on the Revolution of Our Time*, Verso.

Laclau, Ernesto (1996a) *Emancipation(s)*, Verso.

Laclau, Ernesto (1996b = 2002) "Deconstruction, Pragmatism, Hegemony," in Chantal Mouffe (ed.) *Deconstruction and Pragmatism*,

Routledge. (『脱構築・プラグマティズム・ヘゲモニー』シャントル・ムフ編(青木隆嘉訳)『脱構築とプラグマティズム——来るべき民主主義』法政大学出版局)

Laclau, Ernesto (2000 = 2002) "Identity and Hegemony: The Role of 'Universality' in the Constitution of Political Logics," in Judith Butler,

Ernesto Laclau and Slavoj Žižek, *Contingency, Hegemony, Universality: Contemporary Dialogues on the Left*, Verso. (『アイデンティティとヘゲモニー』ジュディス・バトラー／エルネスト・ラクラウ／スラヴォイ・ジジエク(竹村和子・村山敏勝訳)『偶発性・ヘゲモニー・普遍性——新しい対抗政治への対話』青土社)

Laclau, Ernesto (2004) "Glimpsing the Future," in Simon Crichtley and Oliver Marchart (eds.) *Laclau: A Critical Reader*, Routledge.

Laclau, Ernesto (2005a) *On Populist Reason*, Verso.

構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？（田村）

- Laclau, Ernesto (2005b) "The Future of Radical Democracy," in Lars Tønder and Lasse Thomassen (eds.) *Radical Democracy: Politics between Abundance and Lack*, Manchester University Press.
- Laclau, Ernesto and Chantal Mouffe (1985 = 1992) *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, Verso. (山崎カラル／石澤武訳『ポスト・マルクス主義と政治——根源的民主主義のために』大村書店)
- Mackenzie, Craig (1998) "Social Constructionist Political Theory," in Irving Velody and Robin Williams (eds.) *The Politics of Constructionism*, Sage Publications.
- Marchart, Oliver (2006) "The Absence at the Heart of Presence. Radical Democracy and the 'Ontology of Lack'," in Lars Tønder and Lasse Thomassen (eds.) *Radical Democracy: Politics between Abundance and Lack*, Manchester University Press.
- Marchart, Oliver (2007) *Post-Foundational Political Thought: Political Difference in Nancy, Lefort, Badiou and Laclau*, Edinburgh University Press.
- Marchart, Oliver (2011) "Democracy and Minimal Politics: The Political Difference and Its Consequences," *The South Atlantic Quarterly*, Vol. 110, No. 4.
- 松元雅和 (二〇一三) 「規範理論における『現実』の位置づけ——G・A・コーエンのロールズ批判を手がかりに」『社会思想史研究』第三十六号。
- 三浦聡 (二〇〇五) 「複合規範の分散革新——オープンソースとしての企業の社会的責任(CSR)」『国際政治』第一四三号。
- Mouffe, Chantal (1993 = 1998) *The Return of the Political*, Verso. (千葉眞・土井美德・田中智彦・山田竜作訳『政治的なるもの再興』日本経済評論社)
- Mouffe, Chantal (2005 = 2008) *On the Political*, Routledge. (酒井隆史監訳、篠原雅武訳『政治的なるものについて——闘技的民主主義と

多元主義的グローバル秩序の構築」明石書店)

中河伸俊 (二〇〇五) 『どのように』と「なに」の往還——エンピリカルな構築主義への招待」盛山和夫・野宮大志郎・土場学・織田輝哉編『社会』への知／現代社会学の理論と方法(下)——経験知の現在』勁草書房。

西山真司(二〇一〇—二〇一一)「政治文化論の問題構成と理論的基礎の再検討——政治理論としての信頼論に向けて(一)(二)(三)完」『法政論集』第二三六号、第二三七号、第二三八号。

小野紀明(二〇一〇)『ハイデガーの政治哲学』岩波書店。

乙部延剛(二〇一一)「グローバル化とデモクラシー論の現在——闘技デモクラシー論を中心に」『法学志林』第一〇九巻第一号。

Schmidt, Vivien (2008) "Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Ideas and Discourse," *Annual Review of Political Science*,

Vol. 11.

盛山和夫(二〇一一)『社会学とは何か——意味世界への探求』ミネルヴァ書房。

Strahausen, Carsten (2009) "Introduction: Thinking Outside In," in Carsten Strahausen (ed.) *A Leftist Ontology: Beyond Relativism and*

*Identity Politics*, University of Minnesota Press.

Swift, Adam (2006 = 2011) *Political Philosophy: A Beginners' Guide for Students and Politicians*, 2nd Edition, Polity. (有賀誠・武藤功訳『政

治哲学への招待——自由や平等のいったい何が問題なのか?』風行社)

平英美／中河伸俊(二〇〇六)『新版 構築主義の社会学——实在論争を超えて』世界思想社。

高橋哲哉(二〇〇一)『歴史／修正主義』岩波書店。

田村哲樹(二〇一一)「男性稼ぎ手型家族を基礎とした福祉国家からどのように脱却するのか?——ベーシック・インカム、性別分業、

民主主義」田村哲樹・堀江孝司編『模索する政治——代表制民主主義と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版。



構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？（田村）

Torring, Jacob (2005) "Discourse Theory: Achievements, Arguments, and Challenges," in David Howarth and Jacob Torring (eds.)

*Discourse Theory in European Politics: Identity, Policy and Governance*, Palgrave Macmillan.

山本圭（二〇一〇）「現代民主主義理論におけるアゴニズムの隘路——シヤンタル・ムフにおける敵対性なき闘技をめぐって」『SITE

ZERO/ZERO SITE』第三号。

山本圭（二〇一一）「敵対性・異質なもの・ラディカルデモクラシー——エルネスト・ラク라우における敵対性とその変遷」『社会思

想史研究』第三五号。

山根純佳（二〇一〇）『なぜ女性はケア労働をするのか——性別分業の再生産を超えて』勁草書房。